
第2編 一般災害対策編

第 1 部 災害予防計画

第1部 災害予防計画の構成

第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備	
<p>地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。</p> <p>ここでは、地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。</p>	<p>第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進</p> <p>第2節 津波災害防止対策の推進</p> <p>第3節 防災構造化の推進</p> <p>第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）</p> <p>第5節 公共施設の災害防止対策の推進</p> <p>第6節 危険物災害等の防止対策の推進</p> <p>第7節 地震・津波防災研究の推進</p>
第2章 迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策への備え	
<p>地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。</p> <p>ここでは、地震・津波災害応急対策の事前の備えについて定める。</p>	<p>第1節 防災組織の整備</p> <p>第2節 通信・広報体制（機器等）の整備</p> <p>第3節 地震・津波観測体制の整備</p> <p>第4節 消防体制の整備</p> <p>第5節 避難体制の整備</p> <p>第6節 救助・救急体制の整備</p> <p>第7節 交通確保体制の整備</p> <p>第8節 輸送体制の整備</p> <p>第9節 医療体制の整備</p> <p>第10節 その他の地震・津波災害応急対策事前措置体制の整備</p>
第3章 住民の防災活動の促進	
<p>地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。</p> <p>ここでは、住民の防災活動の促進について、その対策を定める。</p>	<p>第1節 防災知識の普及啓発</p> <p>第2節 防災訓練の効果的実施</p> <p>第3節 自主防災組織の育成強化</p> <p>第4節 防災ボランティアの育成強化</p> <p>第5節 企業防災の促進</p> <p>第6節 要配慮者の安全確保</p>

第1章 災害に強い施設等の整備

第1節 土砂災害等の防止対策の推進

本町は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害による災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第1 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止事業の推進

本町は、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ等による土砂災害を受けやすい。そのため、降雨、台風時には、これらの危険が予想される箇所を巡回して監視する。

(1) 山地災害危険地区（資料2-1参照）

町は、山腹崩壊、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(2) 土石流危険溪流（資料2-2参照）

町は、土石流の発生が予想される危険溪流等を調査・把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所（資料2-3参照）

町は、がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所を把握・調査し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

(4) 主要交通途絶予想箇所

町は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

ア 土砂災害警戒区域の指定

県は土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を市町村長に通知するとともに公表し、町長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

町は土砂災害防止法第8条に基づき、町地域防災計画において各区域毎に警戒避難体制に

関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

イ 土砂災害特別警戒区域の指定

県は土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取組を行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

(5) 主要交通途絶予想箇所

町は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

2 災害危険箇所等の調査結果の周知

(1) 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、沖永良部事務所、消防機関、警察等防災関係機関等の協力の下に、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日頃から地域ぐるみで居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに町に通報する。

(2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 町は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 町独自に、新たに把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

(3) 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法の周知を図る。

イ 災害危険箇所のほか、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布。

ウ 広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や自治会組織等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

3 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

(1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めの避難を心掛ける。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

町は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(3) 避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所等の住民を対象に、次の内容の避難計画を作成する。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際、留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況

イ 住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法についての効果的な運用方法

ウ 避難所・避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、避難所での住民の世話人の配備等の措置を講ずる。

エ 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、独居高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定める。

オ 避難勧告等の基準の設定

過去の降雨状況、土砂崩れなどの災害状況、土砂災害発生予測情報システムによる危険指標（レベル1、2、3）、防災点検の結果などをもとに、住民への避難勧告等の基準を定める。

本町の避難勧告等の判断基準については、本編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」を参照のこと。

(4) 住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害等が発生したときの住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するように努める。避難対象地区内の住民は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみ

で、避難を早めに行うよう努める。このため、町及び各防災関係機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

(5) 避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜斜面災害を想定した避難訓練を実施する。

第2 農地災害等の防止対策

県及び町は、台風、大雨等による土砂崩壊防止・湛水から農地、農業用施設等を保護するため、今後、ダム、ため池、かんがい排水施設、水門、樋門等の農地保全施設の新設又は改良を実施し、災害の防止に努める。

第2節 河川災害・高潮等の防止対策の推進

本町は、台風常襲地帯という気象的に厳しい自然条件の下に置かれ、また、沿岸部を抱える地形条件から、高潮、波浪災害を受けやすい特質がある。このため、河川災害、高潮災害に対する防止対策を講じておく必要があり、従来より推進されている河川堤防、海岸・護岸施設等の整備事業を継続して推進していく。

第1 河川災害の防止対策

1 河川災害の防止事業の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

本町は、台風常襲地帯という厳しい自然条件の下にあることから、河川整備にあたっては、緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進していく。

(2) 河川及び治水施設の整備対策

河川の通常の水位や潮位に比べて堤内地盤が低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策として必要な区間について、後背地の資産状況等を勘案して整備を進める。

2 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

災害危険箇所の警戒体制の確立、避難対象地区の指定、警戒巡視員の選任等、避難計画の整備、住民の自主的避難の指導及び避難訓練等については、本章第1節「土砂災害等の防止対策の推進」に準じて行う。

第2 高潮災害等の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

本町は、沖永良部島の東北部の海岸線を有し、その大部分は天然海岸である。住家が海岸線まで迫っている箇所もあり、台風時には波浪、高潮等による被害が発生しやすいので、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

本町の高潮、津波危険地域は、資料2-4のとおりである。

2 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

町は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全事業を継続し、既存海岸施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、情報伝達手段の整備等防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第3節 防災構造化の推進

町内の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な環境の整備を推進する。

第1 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定（資料3-2参照）を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

2 消防水利・消火栓等の整備

町は、消防力の整備指針等に照らし、消防施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における消火栓等消防水利の整備を推進する。

3 その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第2 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を發揮する。このため、町は、災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

2 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

町は、公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

特に、大規模、広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資の輸送・集積を行う岸壁、ヘリポート、避難広場等を一体的に備えた広域防災拠点を確保する。

第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

町は、道路部において擁壁を設置する場合には、設計時に安定性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合には、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

町は、パンフレットの配布や建築物防災週間等において、新設のブロック塀等の落下や倒壊防止などの安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所を指導する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

町は、建築物防災週間等に合わせて既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い地域については、特にその指導に努める。

第4節 建築物災害の防止対策の推進

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

1 公共施設等の安全性の確保

町は、庁舎、学校、公民館、公共住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

2 重要防災基幹施設の安全性の確保

庁舎、消防等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、町は関係機関と協力し、災害時にこれらの施設の機能を保持できるよう安全性を確保する。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 住民等への意識啓発

町は建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、住民に対し講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する医療機関、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防災査察の実施

前記(1)の特殊建築物等多人数に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

第1 水道施設の災害防止

1 災害に強い水道施設・管路施設の整備の推進

水道施設は日常生活に不可欠なため、水供給機能がまひしたときの社会的影響の大きさに鑑み、水道施設の整備にあたっては、次の対策を推進し、災害に強い水道施設の整備を図る。

- (1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- (2) 水道管路図等の整備を行う。
- (3) 施設の被害調査等に必要な器材の整備を行う。
- (4) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

第2 港湾・漁港施設の災害防止

1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送に充てられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の点検や防災対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備に努め、災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

第6節 防災研究の推進

町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

第1 地域危険度の調査研究

町は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテや防災マップ等を作成する。

第2 総合的な調査研究

町は、防災対策について、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1節 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

このため、町は、実情に応じて専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」参照）

(1) マニュアルの整備

災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

(2) 宿直等による24時間体制

勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、24時間体制により対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」参照）

(1) 災害対策本部（本庁・災害対策本部室）運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

(3) 本部連絡員、災害対策本部室の職員の育成

本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

町及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡体制が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 日頃からの積極的な情報交換

町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行い、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常通信連絡会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

(1) 連絡手続等の明確化

町は、県と連絡がとれない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 市町村間の広域応援体制の整備

町は、消防以外の分野についても、他の市町村に対して応援を求める場合を想定し、あらかじめ、全県的な防災広域相互応援協定等に基づき、災害時には相互に協力し緊密な連携の下、円滑な応急対策活動が実施できる体制を整備しておく。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害時は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、平常時から、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第1 町の通信施設の整備

1 通信施設の整備対策

町は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための防災行政無線同報系（屋外子局及び戸別受信機）、並びに災害現場等との通信を確保するための防災行政無線移動系の保守整備に努める。

特に、戸別受信機は、災害発生の危険性の高い区域を重点に積極的に整備を進める。現在、本町では防災行政無線施設のデジタル化が完了している。

2 通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

(3) 長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講ずるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第2 防災相互通信無線の整備

1 通信施設の整備対策

町及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

2 関係機関の通信手段の活用

町及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第3節 気象観測体制の整備

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため、町及び観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

第1 主要関係機関における気象観測体制の整備

町及び関係機関における観測施設の整備については、年々充実しているが、まだ十分とはいえないため、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計、水位計等の整備充実を図る。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

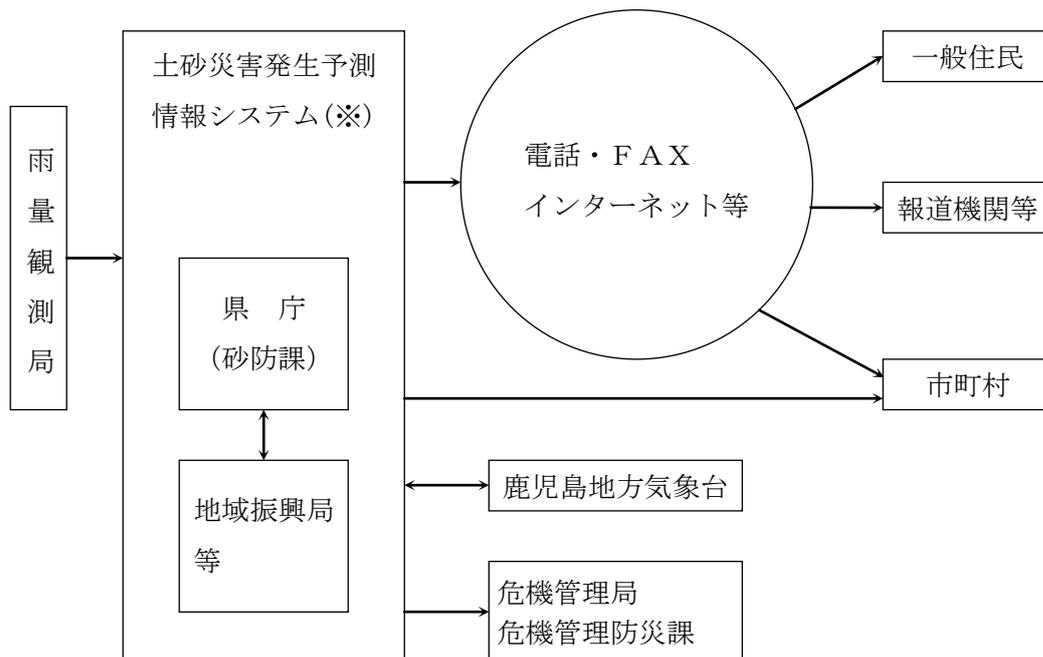
県は気象情報自動伝達システムの活用により、気象警報等や気象関連情報を自動的に市町村や消防本部にFAX送信することになっている。町は、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を主な公共施設及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達する。

第3 土砂災害発生予測情報システムの活用

町は、県が活用している土砂災害発生予測情報システムにより、雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険指標レベル1、2、3等土砂災害に関する情報を得たときは、住民に対し情報提供する。

〔(※)アドレス <http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp>〕

鹿児島県土砂災害発生予測情報システム構成図



第4節 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

第1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の整備状況

町の消防組織は、常備消防（沖永良部与論地区広域事務組合消防本部）と非常備消防（町消防団）により構成されており、その整備状況は資料3-1のとおりである。

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

町は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(7) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(4) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火防止のため、自治公民館、自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。また、火災の早期発見及び

焼死防止対策を徹底するため、住宅用火災警報器等の設置促進を図る。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

町は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第2 消防用水利、装備、資機材の整備

1 消防用水利の整備

(1) 消防水利の整備状況

町内の消防水利の保有状況は、資料3-1のとおりである。

(2) 消防水利の整備方策

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である沖永良部土地改良区との協議の下、畑地かんがいの貯水池、給水栓を消防用水として活用する。

2 消防用装備・資機材の整備（装備、車両等）

(1) 消防用装備・資機材保有状況

和泊町消防団における消防用装備・資機材保有状況は、資料3-1のとおりである。

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の整備指針に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

第5節 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における町長等が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第1 避難場所及び避難所の指定等

1 避難場所及び避難所の指定

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定避難場所（資料5-1参照）

ア 指定避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(2) 指定避難所（資料5-2参照）

ア 町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所（資料5-3参照）を指定する。

イ 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委

員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 避難所の整備

- (1) 避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。
- (2) 指定避難所における救護施設、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、通信機器等のほか、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備についても整備に努め、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図るとともに、避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなるおそれがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。
- (3) 学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し器具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

第2 避難体制の整備

1 避難の指示・誘導體制の整備

- (1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化
 - ア 町長の避難措置は、原則として避難の準備、避難の勧告、避難の指示の3段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難の勧告、避難の指示を行う。
 - イ 町長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。
 - ウ 町長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、町域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画により行う。
- (2) 避難指示等の実施要領
 - ア 町長は、避難の指示等の方法について関係者に徹底し、迅速に実施できるよう、あらかじめ、実施要領を定めておく。
 - イ 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知する。
 - ウ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（危機管理防災課）へ報告するとともに、放送機関に情報提供する。

(3) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等の下で、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

エ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内のより安全な場所への移動等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

2 自主避難体制の整備

(1) 町は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

(2) 自主防災組織（自治会）は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

(3) 住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声をかけ合って自主的に避難するよう心掛ける。

特に危険箇所等の住民は、避難準備情報の段階から自発的に避難を開始するよう周知を図る。

また、町は夜間における避難を回避するために、適切な時間帯に避難準備情報を発令するよう努める。

3 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 災害情報配信システムを活用して伝達する。

ウ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

エ サイレン及び鐘をもって伝達する。

オ 広報車による呼びかけにより伝達する。

カ テレビ、ラジオ、電話等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法等の周知

町長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 伝達方法の工夫

町長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努める。

4 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、町は「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

町は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

第3 各種施設における避難体制の整備

1 学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

町教育委員会教育長は、町内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、次の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、町内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 学校長等は、概ね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

(7) 災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法

(i) 避難場所の指定

(ii) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(iii) 児童生徒等の携行品

(iv) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎等においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒等を自宅に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

(7) 地域担当教師の誘導を必要とする場合は、地域ごとに安全な場所まで誘導すること。

(i) 地域ごとに児童生徒等を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所の通行を避けること。

カ 児童生徒等が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

2 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

(1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

3 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

第4 避難所の収容、運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

- (1) 避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた町長が行う。町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

- (2) 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

2 避難所の運営体制の整備

町は、各避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携の下で、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県の「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」及び「避難所管理運営マニュアルモデル」を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

3 避難所の生活環境改善システムの整備

町は、関係機関の協力の下、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

風水害時は、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第1 救助・救急体制の整備

1 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、町（消防団を含む。）等は、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

- (1) 消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (2) 町は、町内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

2 孤立化集落対策

町は、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、県の「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

3 住民の救助・救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から町や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第2 救助・救急用装備、資機材の整備

土砂崩れ等による生き埋め等の救出・救助事象に対応するため、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備、資機材を次表を参考に順次整備を図っていく。

関係機関	整備内容
消防団	① 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、 削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコ ョップ、救助ロープ（10m） ② 担架（毛布・枕を含む。） ③ 救急カバン
自主防災組織	① 担架（毛布・枕を含む。） ② 救急カバン ③ 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか） ④ 防災資機材倉庫等

第7節 交通確保体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第1 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者は下表のとおりである。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	知事（県道） 町長（町道）	（道路法第46条） 1 道路の破損、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	（災害対策基本法第76条） 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき （道路交通法第4条～第6条） 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、特に必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 町長	（港湾法第12条第1項第4号の2） 水域施設（航路、泊地及び船だまり。）の使用に関し必要な規制
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部署長 海上保安官	（海上保安庁法第18条） 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき

第2 緊急通行車両の事前届出・確認

1 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

2 届出済証の受理と確認

- (1) 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書（資料12-4参照）の交付を受ける。

第8節 輸送体制の整備

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

1 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は、次のとおり確保する。

(1) 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

(2) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合は、漁業協同組合等の協力による漁船の借上げによって行うほか、海上保安本部及び自衛隊所属の船舶による輸送を要請する。

(3) 空中輸送

地上輸送又は海上輸送が不可能な場合には、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

また町は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなどの災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

2 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

第2 輸送施設・集積拠点等の指定

1 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、あらかじめ指定しておくものとする。

(1) 緊急輸送道路の指定

(2) 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート（資料8-1参照）の指定

2 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点（資料7-3参照）をあらかじめ指定する。

第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

町及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

町及び道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第9節 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

第1 緊急医療体制の整備

1 町における医療体制の整備

町は医療機関（資料4-1参照）、日本赤十字社、医師会等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。

(1) 救護所の設置、運営計画

町は関係医療機関等との協力関係について、あらかじめ定めておく。また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

(2) 広域医療支援の要請

町のみでは対応できない場合は、「九州・山口・9県災害時応援協定」に基づく医療支援を要請する。

2 後方搬送体制の整備

(1) 関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、町は、県及び関係機関と協力し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(2) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、一人1回の透析に約1200の水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、町は、断水時における透析施設への水の優先的供給、隣接町又は島外への患者の搬送や、医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者・長期療養児などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び隣接町等との連携により、災害時における在宅難病患者・長期療養児の搬送及び救護の体制を確立する。

(3) トリアージの訓練・習熟

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置に必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

第2 医療用資機材・医薬品等の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、町は各関係機関と協力して、医療用資機材・医薬品等の整備に努めるとともに避難施設における医薬品の備蓄にも努める。

1 協定による確保体制

町は、災害時に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制を確保するため、町内の薬局、医薬品業者（資料4-2参照）と在庫品の優先的供給、供給方法等を協議し、医薬品等の供給協定を締結する。

2 医療用資機材・医薬品等の備蓄方針

町は、大規模災害に備え、防災備蓄倉庫、各種避難場所、公共施設等に必要最低限の医療用資機材・医薬品を備蓄する。

第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

町は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。

第1 食料の供給体制の整備

1 食料の備蓄計画の策定

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災者等に対し食料を迅速かつ円滑に供給するため、町は、緊急に必要な食料の備蓄場所を確保し、計画的に備蓄しておく。
- (2) 住民及び自主防災組織等に対して、以下の啓発・指導を行う。

ア 7日間程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。

イ 自主防災組織等を通じて、緊急食料の共同備蓄を進める。

2 食料の調達に関する協定等の締結

町は、災害時の食料調達について、民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

第2 飲料水の供給体制の整備

1 応急復旧体制の整備

- (1) 復旧に要する業者との協力

町及び水道事業者は、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

- (2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

町及び水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

2 応急給水体制の整備

- (1) 給水能力の把握

町及び水道事業者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。

- (2) 給水用資機材の整備

町及び水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整

備を検討する。

(3) 民間ミネラルウォーター製造業者等との協力

町及び水道事業者は、応急給水の方法として、民間ミネラルウォーター製造業者等から飲料水の提供を受けられるよう、管内の業者を把握するとともに協力依頼に努める。

(4) 広域応援体制の整備

町及び水道事業者は、日頃から取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、スーパー、農業協同組合、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達し得るよう、関係業者等の把握に努める。

第4 感染症予防、し尿処理対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

町は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

町は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

町は、県地震被害予測調査結果等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

(2) 広域応援体制の整備

町及び下水道管理者は、日頃からし尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

第5 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、町は、住宅の供給体制の整備に努める。

(1) 町は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておく。

- (2) 災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、町営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

第3章 住民の防災活動の促進

第1節 防災知識の普及啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。

なお、防災知識の普及啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

第1 住民に対する防災知識の普及啓発

1 住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、それぞれ対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及啓発の手段

町が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用する。

- ア 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- イ 防災行政無線及び有線テレビ
- ウ 広報車の巡回
- エ 区長会による住民への普及
- オ その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね次のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

ア 住民等の責務

(ア) 住民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(イ) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働す

ること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(7) 家庭での予防・安全対策

a 災害に備えた3日分（可能ならば7日分）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄

b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

c 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

(イ) 出火防止、初期消火等の心得

(ロ) 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動

(ハ) 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

(ニ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(ホ) 災害危険箇所の周知

(ヘ) 避難路、緊急避難場所等及び避難方法の確認

(ヘ) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

(ケ) 船舶等の避難措置

(コ) 農作物の災害予防事前措置

(ク) その他

エ 災害応急措置

(7) 災害対策の組織、編成、分掌事務

(イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法

(ロ) 感染症予防の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

(ハ) 災害時の心得

a 災害情報の聴取並びに聴取方法

b 停電時の照明

c 非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の始末

d 屋根・雨戸等の補強

e 排水溝の整備

f 初期消火、出火防止の徹底

g 避難の方法、避難路、避難場所の確認

h 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

(イ) その他

オ 災害復旧措置

カ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。なお、町その他防災関係機関は、

「防災週間」、「防災とボランティアの日」に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

- (1) 幼稚園、小・中学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。
- (2) 町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- (3) 青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。
- (4) いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

3 災害教訓の伝承

- (1) 過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。
- (2) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第2 職員への防災研修等の実施

- (1) 町及び防災関係機関は、日頃から各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。
- (2) 災害時において、町及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持出品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃から様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努める。

第2節 防災訓練の効果的実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に実行できるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

第1 防災訓練の目標・内容

1 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、町、防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

2 訓練実施の種類

訓練実施責任者が実施する訓練の種類は、概ね次のとおりである。

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 通信訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 水難訓練
- (6) 総合防災訓練
- (7) その他必要な訓練

3 水防訓練計画

町は水防訓練を次の大綱に基づき、その都度実施要領を定め実施する。

- (1) 訓練内容
 - ア 観測（水位、雨量）を的確に把握する訓練
 - イ 通報（電話、無線電話、伝達）訓練
 - ウ 動員（消防機関の動員、住民の応援）訓練
 - エ 輸送（資材、機材、人員）訓練
 - オ 土のう積訓練
 - カ 避難、誘導、救護訓練
 - キ その他必要な訓練

- (2) 訓練実施時期

訓練の実施は概ね年1回とし適当な時期に行う。

- (3) 訓練実施場所

最も訓練効果をあげる場所、洪水のおそれのある地域。

4 消防訓練計画

町は、消防団員の消防教育訓練を次により実施する。

(1) 学校教養

消防団員の学校教養については、毎年、鹿児島県消防学校に委託して実施する。

(2) 消防訓練

消防団員の消防訓練は、概ね次により実施する。また、消防署との連携を図るため、合同訓練を実施する。

ア 消防機械器具取扱訓練

イ 出動訓練

ウ 放水・中継訓練

エ 非常招集訓練

オ 飛火警戒訓練

カ 通信訓練

キ 避難誘導・救助・救護訓練

ク その他必要な訓練

5 通信訓練

災害が発生し又は発生するおそれのある場合における町内の災害情報の通信連絡及び、各種対策の指示等の通信訓練を災害発生時期の前の最も効果的な時期に実施する。

6 避難訓練

(1) 町は、災害危険地域の住民を対象とした各種災害の避難訓練を毎年1回以上実施する。

(2) 教育委員会及び小・中学校長は各々定める避難計画に基づき、小・中学校生徒の避難訓練を毎年1回以上実施する。

(3) 町は、社会福祉施設、病院、旅館、娯楽施設等多数の人が集合居住する施設の管理者に対し避難計画の作成、訓練実施について指導を行い、施設の管理者は、避難計画に基づき、適宜避難訓練を実施する。

7 水難訓練

町は、和泊救難所、消防団及び関係機関を対象に水難訓練を、災害発生時期の前の最も効果的な時期に実施する。

8 総合防災訓練

町は、次の大綱に基づき、その都度総合防災訓練実施計画を定め、各機関の協力を得て総合防災訓練を実施する。

(1) 訓練参加機関

ア 和泊町

ウ 沖永良部警察署

オ 和泊町消防団

キ 永良部ガス事業協同組合

ケ 九州電力沖永良部営業所

サ 和泊町地域女性連絡協議会

イ 大島支庁沖永良部事務所

エ 沖永良部与論地区広域事務組合

カ 和泊町商工会

ク 航空自衛隊第55警戒隊

コ 和泊町社会福祉協議会

シ その他関係機関

(2) 訓練内容

ア 消防訓練	イ 通信訓練
ウ 水防訓練	エ 避難訓練
オ 救出救助訓練	カ 情報伝達訓練
キ 警戒訓練	ク 炊き出し訓練
ケ 要配慮者保護訓練	コ その他の訓練

第2 訓練の方法

防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、町・消防等の防災関係機関と協力する。また、学校、自主防災組織、非常通信連絡会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実践的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

第3 訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という「自助」の下、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという「公助」の意識をもって行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えられるように指導する。

第1 地域の自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

町は、自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながらその組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行う。

本町における自主防災組織数は、平成17年4月に全集落において結成されている。字防災会を発足させ、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守る」という防災意識を高め、防災・避難訓練等を積極的に行う必要がある。

(3) 地区防災計画の策定

自主防災組織は、必要に応じて地区防災計画を作成し、必要書類を添えて和泊町防災会議に提出することが出来る。

和泊町防災会議は、その計画内容を最大限に尊重し、その要素、若しくは地区防災計画を和泊町地域防災計画に規定しなければならない。

2 自主防災組織の活動形態

(1) 平常時

- ア 字防災会議において、防災知識の普及活動
- イ 地域に適応した自主的な訓練の実施
- ウ 火気使用器具等の点検

- エ 地域の危険箇所の点検と災害時の要配慮者の確認
- オ 防災資機材の備蓄
- (2) 災害時
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 避難誘導
 - エ 救出及び救護
 - オ 食料、飲料水の確保と炊き出し

3 自主防災組織の組織化の促進

自主防災組織の組織化については、特に、災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

地すべり危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンジョ入口 ・内喜名漁港入口 ・内城地区客土採取区域
津波・高潮危険地区	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜地区 ・喜美留汐道海岸 ・国頭北海岸 ・国頭美瀬海岸 ・西原海岸 ・伊延海岸 ・湾川海岸 ・内喜名海岸 ・古里与和浜海岸 ・和泊へーバル海岸 ・奥川流域
火災危険地域	<ul style="list-style-type: none"> ・和泊地区 ・手々知名地区 ・喜美留地区 ・国頭地区 ・玉城地区 ・畦布地区
土砂災害警戒区域等	<ul style="list-style-type: none"> ・伊延地区 ・上手々知名地区 ・和泊地区 ・和地区 ・玉城地区 ・大城地区 ・古里地区 ・畦布地区 ・永嶺地区 ・内城地区 ・瀬名地区 ・根折地区

第2 防災リーダー等の育成強化

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまりみられない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員等の地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権原が分かれている複合用途の雑居ビル等の場合、統括防火管理者を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 平常時

- ア 防災訓練
- イ 施設及び整備等の点検整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

(2) 災害時

- ア 情報の収集・伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難誘導・救出救護

第4節 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

1 連携体制の整備

町は、平常時から、地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握し、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

2 ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるように必要な知識を普及する。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1 ボランティアの登録、把握

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島県支部和泊町分区及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

2 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方法等について整備を推進する。

第3 ボランティアの区分と活動内容

町がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平常時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある（次表参照）。

また、ボランティア活動のすべてを町において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

ボランティアの区分と活動内容

ボランティアの区分	活動内容等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)
専門分野のボランティア		
通 信	通信、情報連絡	日本アマチュア無線連盟県支部、鹿児島県赤十字アマチュア無線奉仕団
ボランティアコーディネーター	避難所等におけるボランティアの指導・調整	県社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島県支部
医 療	人命救助、看護メンタルヘルス	県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、ボランティア医療団体、日本赤十字社鹿児島県支部
介 護	避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	県社会福祉協議会、和泊町社会福祉協議会
通 訳	外国語通訳、翻訳、情報提供	県国際交流協会、ボランティア通訳
砂 防	土砂災害危険箇所の点検、土砂災害に関する防災教育・啓発活動	NPO法人鹿児島砂防ボランティア協会
救 助	救助犬による救助活動	九州救助犬協会事務局鹿児島県支部
車両の排除等	通行妨害車両の排除、被災地に放置された車両等の排除 《大規模な災害発生時における通行妨害車両等の排除業務に関する覚書》	(社)日本自動車連盟九州本部鹿児島県支部
一般分野のボランティア		
生活支援等	物資の仕分け、配送、食料の配給、清掃等	県社会福祉協議会、和泊町社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島県支部

第5節 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

このため、町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第6節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害をもつ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、町及び防災関係機関は、平素から要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 町における要配慮者対策

1 要配慮者の把握

町は、町の各課等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係各課間での共有化を図る。特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や、町内会等の範囲ごとに把握する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、本計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

町は、本計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

3 緊急連絡体制の整備

町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力の下に要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、

きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるように、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害にできるだけ遭わないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。また、町は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識の普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

第2部 災害応急対策

第2部 災害応急対策の構成

第1章 活動体制の確立	
風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。	第1節 応急活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第4節 広域応援体制 第5節 自衛隊の災害派遣 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第7節 ボランティアとの連携等
第2章 警戒避難期の応急対策	
風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。	第1節 気象警報等の収集・伝達 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第3節 広報 第4節 水防・土砂災害等の防止対策 第5節 消防活動 第6節 避難の勧告・指示、誘導 第7節 救助・救急 第8節 交通の確保・規制 第9節 緊急輸送 第10節 緊急医療 第11節 要配慮者への緊急支援
第3章 事態安定期の応急対策	
風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。	第1節 避難所の運営 第2節 食料の供給 第3節 応急給水 第4節 生活必需品の給与 第5節 医療 第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策 第7節 動物保護対策 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等 第10節 住宅の供給確保 第11節 文教対策 第12節 義援金・義援物資等の取扱い 第13節 農林水産業災害の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、社会基盤の応急復旧が速やかに行われるよう、対策を講ずる。

- 第1節 電力施設の応急対策
- 第2節 ガス施設の応急対策
- 第3節 水道施設の応急対策
- 第4節 電気通信施設の応急対策
- 第5節 道路・河川等公共施設の応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 応急活動体制の確立

1 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 情報連絡体制の確立

町に、各種の気象警報が発表されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、総務課職員による情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

ア 次に掲げる場合には、災害対策本部設置前の段階として、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害警戒体制をとる。

(ア) 台風接近に伴い、風速25m以上の暴風域に入ると予想されたとき。

(イ) 大雨洪水警報が発表されたとき。

(ウ) その他災害の発生が予想される気象警報が発表されたとき。

イ 警戒本部に災害警戒本部長をおき、本部長は総務課長をもって充て、その指揮の下に必要な職員が災害の警戒にあたる。

ウ 警戒本部は、次の業務を遂行する。

(ア) 災害対策本部の開設のための準備作業

(イ) 災害情報の収集、伝達

(ウ) 住民の自主避難への対応

(エ) 災害の発生するおそれがなくなったと認めるとき、又は災害対策本部を設置したときは、警戒本部を解散する。

2 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。

ア 大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とする

とき。

ウ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

エ 特別警報が発表されたとき。

- (2) 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。
- (3) 本部を設置又は廃止したときは、県（大島支庁）、関係機関、住民等に対し、通知公表する。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
県（危機管理防災課，大島支庁総務企画課）	総務対策部庶務班	F A X若しくはメール、県総合防災システム
町各対策部長	総務対策部庶務班	館内放送、電話その他迅速な方法
沖永良部警察署 沖永良部消防署	総務対策部庶務班	電話その他迅速な方法
報道機関	総務対策部庶務班	電話その他迅速な方法
一般住民	総務対策部庶務班	防災行政無線、広報車、防災メール、有線テレビ、その他迅速な方法

- (4) 設置場所

町役場庁舎（庁舎被災の場合は、和泊町防災拠点施設に設置）

- (5) 現地対策本部の設置及び閉鎖

本部は、大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置する。

現地対策本部は、「和泊町現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき閉鎖する。

3 災害対策本部の組織

- (1) 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は町長を副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

なお、町長に事故や不測の事態があった場合は、副町長、教育長及びあらかじめ指定された課長の順で職務を代理する。

- (2) 本部に別表第1にかかげる対策部並びに対策部長を、各部に班及び班長をおき、対策部長及び班長は同表にかかげる職をもって充てる。
- (3) 本部に本部会議をおき、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。
- (4) 本部に災害対策要員をおき、町の職員（教育委員会、議会事務局を含む。）をもって充てる。

4 災害対策本部の編成

本部の編成は別表第1のとおりとする。

5 災害対策本部の所掌事務

(1) 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

ア 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項

イ その他本部長が必要と認める事項

(2) 各対策部の所掌事務は、別表第2にかかげるとおりとする。

6 動員配備体制

(1) 災害の規模に応じ、配備の段階を第1配備から第3配備までに区分し、配備の指定は、概ね次の基準により、その都度本部長が行うものとする。

(2) 各対策部の配備要員の数は、別表第3にかかげるとおりとし、配備の際はその氏名を各対策部ごとに本部に報告するものとする。

配備体制	内容表示	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備	注 意	強風、洪水、大雨、高潮、波浪等に関する注意報及び警報が発表され災害が発生すると予想される時。	気象予報警報及び災害情報の収集並びに第2配備以降の動員体制確保、その他災害応急対策の準備に関し必要な少数の対策要員を配備する。
第2配備	警 戒	暴風、大雨洪水（特別警報を含む）、高潮、波浪等に関する警報が発表され、災害が発生すると予想される時、又は局地的な災害が突発したとき。	局地的な災害応急対策に対処し得る程度の要員を確保する。避難者をごく一時的（24時間以内）に收容保護できる程度（炊き出し等は行わない）の要員を配備する。
第3配備	非常警戒	町内全域にわたって、風水害等の災害が発生し、被害が甚大と予想される時、又は町内全域にわたり甚大な被害が突発したとき。	町内全域にわたる災害応急対策を行えるよう全対策要員を配備し、若しくは常時配備できるよう待機体制をとる。

7 動員方法

(1) 災害発生のおそれがある場合の動員

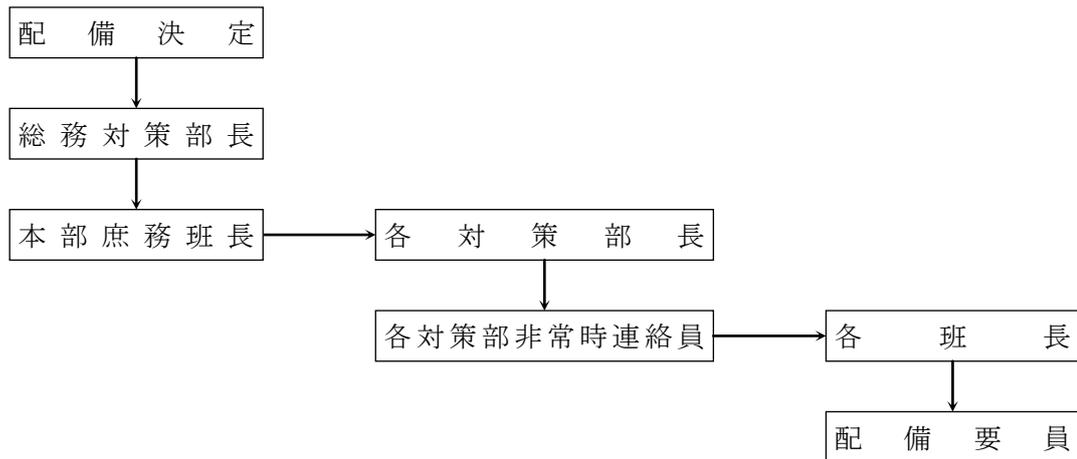
ア 職員（勤務時間外にあつては宿日直（夜警）職員）は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常現象の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長及び関係課長に連絡する。

イ アの通報を受けた総務課長及び関係課長は、必要に応じ所属職員を所定の系統により動員し、警報の伝達、情報収集伝達、その他応急対策実施の体制をとるものとする。

(2) 本部が設置された場合の動員

ア 各対策部長は、退庁後における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 勤務時間外における配備要員は、次の系統により行うものとする。



(3) 非常時連絡員

各対策部長は、所属の班長及び配備要員への連絡を円滑に行うため、対策部に原則として正副2名の非常時連絡員を定めておくものとする。

(4) 非常登庁

職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは、進んで所属課と連絡をとり、また、自らの判断により登庁する。

なお、登庁する際は職員自身の安全確保に十分注意すること。

第2 災害対策本部と防災関係機関との協力体制の確立

1 防災関係機関との協力体制

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町災害対策本部と防災関係機関は、町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連携の下に、応急対策活動を実施する。

2 各種団体・組織との協力体制

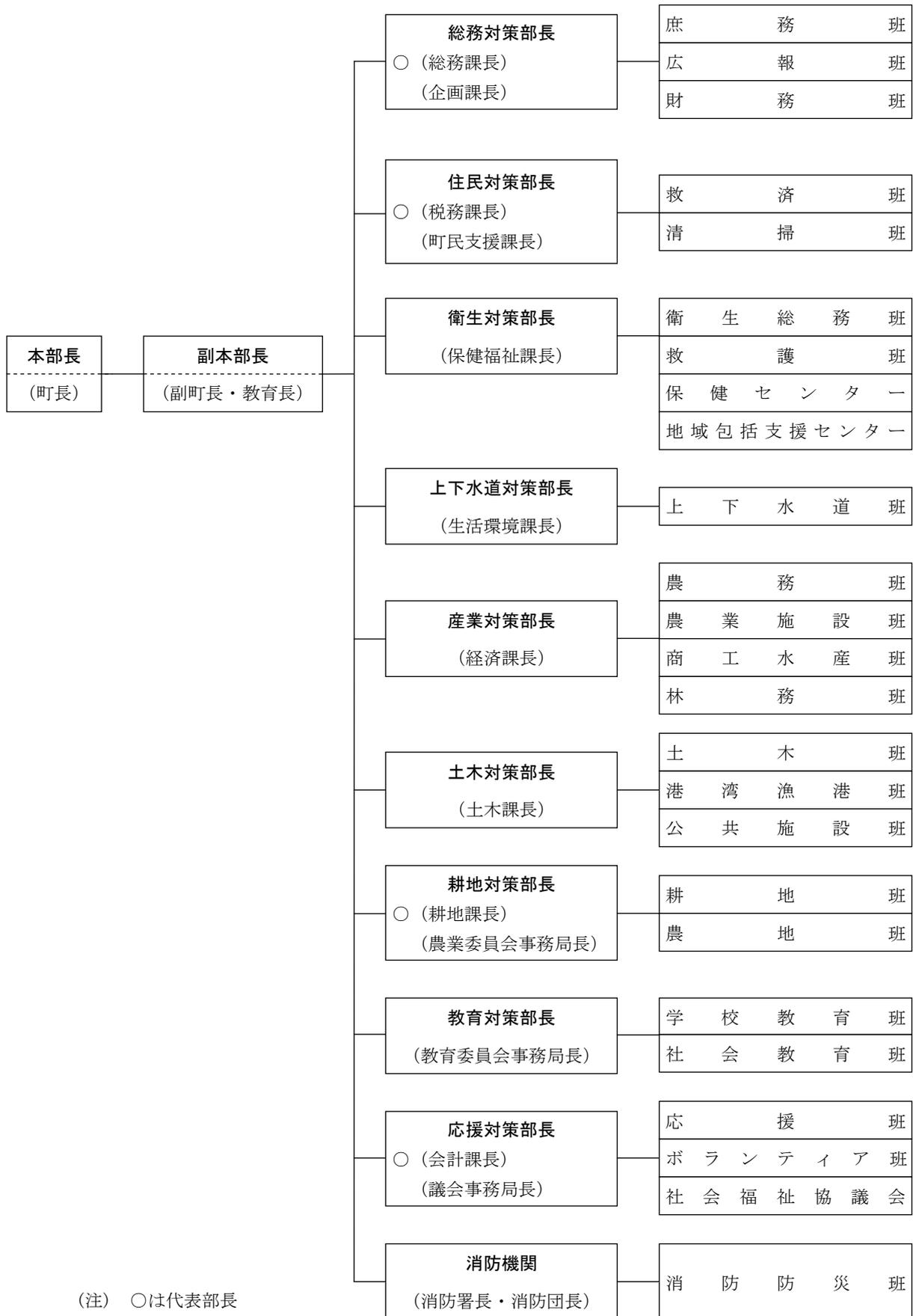
生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、ボランティア、その他各種団体等は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救助等の活動は、近隣住民、消防団、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体等の協力を得てその防災体制を確立する。

3 住民との協力体制

住民は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

別表第1 和泊町災害対策本部組織図



別表第2 対策本部所掌事務

対策部名	班名	所掌事務	配備要員
総務対策部	庶務班	1 防災会議に関すること 2 防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること 3 各対策部及び関係機関情報の収集及び連絡に関すること 4 自衛隊の派遣要請に関すること 5 本部長が特に命じたこと 6 本部長と副本部長の秘書に関すること 7 配備要員に関すること 8 指定避難所（字公民館等）の開設に関すること 9 災害調査に関すること 10 災害調書の作成及び県への報告に関すること 11 車両配備に関すること	総務課 企画課
	広報班	1 広報に関すること 2 災害記録に関すること	
	財務班	1 町有財産の災害調査に関すること 2 災害時における施設機材の利用に関すること 3 災害対策に必要な予算経理に関すること	
住民対策部	救済班	1 被災者の救済に関すること 2 災害救助法に基づく諸対策に関すること 3 指定避難所（字公民館等）の開設に関すること 4 住民の避難誘導に関すること 5 要配慮者に対する支援に関すること 6 救助物資の調達及び義援金品に関すること 7 住家関係被害及び救助状況の県への報告に関すること 8 非常物資及び応急食料の調達 9 被災者の相談及び被災者に対する生活援助に関すること	税務課 町民支援課
	清掃班	1 ごみ等の処分に関すること 2 障害物及び建築廃材、がれき等の除去に関すること	
衛生対策部	衛生総務班	1 衛生対策に関すること 2 災害防疫に関すること 3 災害救護事務（遺体の収容、埋葬処理を含む。）に関すること 4 衛生関係等の災害調書の作成及び県への報告に	保健福祉課 保健センター 地域包括支援センター

		<p>関すること</p> <p>5 災害時における防疫及び衛生維持に関すること</p> <p>6 感染症その他の災害調査に関すること</p> <p>7 災害用医薬品及び災害対策資材に関すること</p>	
	救護班	<p>1 医療に関すること</p> <p>2 医療機関との連絡に関すること</p> <p>3 災害救護事務に関すること</p>	
上下水道 対策部	上水道対策 班	<p>1 災害時における応急給水の確保に関すること</p> <p>2 上下水道施設の災害調査報告に関すること</p> <p>3 災害時における上下水道施設及びその他の施設の衛生維持に関すること</p>	生活環境課
産業対策部	農務班 林務班	<p>1 農林対策に関すること</p> <p>2 農林関係等の災害調書の作成及び県への報告に関すること</p> <p>3 災害時における食料対策に関すること</p> <p>4 農協等関係機関との連絡に関すること</p>	経済課 企画課
	農業施設班	<p>1 農業施設災害調査に関すること</p> <p>2 農業施設等の災害調書の作成及び県への報告に関すること</p>	
	商工水産班	<p>1 商工及び水産対策に関すること</p> <p>2 商工、水産関係等の災害調書の作成及び県への報告に関すること</p> <p>3 災害用物資の入手及びあっせんに関すること</p> <p>4 災害住宅資金の融資に関すること</p> <p>5 関係団体との連絡に関すること</p>	
土木対策部	土木班	<p>1 土木対策総括に関すること</p> <p>2 非常用物資等の輸送道路の確保に関すること</p> <p>3 土木関係の災害調書の作成及び県への報告に関すること</p> <p>4 土木災害の情報収集に関すること</p> <p>5 水防及びがけ崩れ等の警戒巡視に関すること</p> <p>6 土木災害の復旧に関すること</p>	土木課
	港湾漁港班	<p>1 港湾、漁港の被害調査及び安全管理に関すること</p>	
	公共施設班	<p>1 建築関係の災害調書報告並びに応急対策に関すること</p> <p>2 応急仮設住宅の建築に関すること</p> <p>3 公共施設の災害対策に関すること</p>	

耕地対策部	耕地班 農地班	1 農地農業用施設の災害調査及び報告に関すること	耕地課 農業委員会
教育対策部	学校教育班	1 学校、社会教育施設等の災害調書の作成及び報告に関すること 2 学校及び関係機関との連絡に関すること 3 学校施設等の指定避難所開設に関すること	教育委員会
	社会教育班	1 社会教育施設等の災害調査に関すること 2 社会教育施設の避難所開設に関すること	
応援対策部	応援班 ボランティア班	1 応援の受入対策に関すること 2 ボランティアの受入対策に関すること	会計課 議会事務局 社会福祉協議会
消防機関	消防防災班	1 災害時の消防及び水防に関すること 2 救助及び捜索に関すること 3 避難誘導に関すること	沖永良部消防署 消防団

別表第3 本部の配備要員

対策部名	対策班	第1 配備 人数(人)	第2 配備 人数(人)	第3 配備 人数(人)	対応課局
総務対策部	庶務班	1	2	15	総務課 企画課
	広報班	1	2		
	財務班	1	2		
住民対策部	救済班	1	2	12	税務課 町民支援課
	清掃班	1	2		
衛生対策部	衛生総務班	1	2	15	保健福祉課 保健センター 地域包括支援センター
	救護班	1	2		
上下水道対策部	上下水道班	1	2	7	生活環境課
産業対策部	農務班	1	2	20	経企課 企画課
	農業施設班	1	2		
	商工水産班	1	2		
	林務班	1	2		

土木対策部	土木班	1	2	10	土木課
	港湾漁港班	1	2		
	公共施設班	1	2		
耕地対策部	耕地班 農地班	1	2	7	耕地課 農業委員会
教育対策部	学校教育班	1	2	12	教育委員会
	社会教育班	1	2		
応援対策部	応援班	1	2	10	会計課 議事事務局 社会福祉協議会
	ボランティア班	1	2		
消防機関	消防防災班	1 (分団長)	必要分団	全分団	沖永良部消防署 消防団

第2節 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関に情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 町の通信連絡手段の確保・運用

1 通信連絡系統

災害時の町の通信連絡系統としては、防災行政無線同報系及び有線テレビを基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話を含む。）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

2 通信体制の確立

(1) 無線通信の利用

ア 防災行政無線移動系による通信

防災行政無線移動系を利用し、通信連絡する。

イ 消防無線電話による通信

消防本部の消防無線を利用し、消防無線移動系を通じ通信連絡する。

ウ 警察無線電話による通信

沖永良部警察署等の警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する交番及び駐在所等を経て通信連絡する。

エ 名瀬測候所無線電話

オ 沖永良部漁協無線電話

(2) NTT電話等の優先利用

ア 災害時優先電話（資料6-2参照）

災害時優先電話とは、電話回線が異常に混雑した場合においてもNTT西日本が行う発信規制の対象とされない加入電話であり、平常時からNTT西日本鹿児島支店に連絡し、電話番号の指定を受けておくものとする。

イ 非常扱い電報

災害対策のため特に緊急を要する電報は、「非常扱い電報」の取扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。

「非常扱い電報」の申し込みにあたっては、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申

し出る。

ウ 通信の途絶防止

災害が発生した場合、次により臨機に措置をとり、通信の混雑の緩和及び重要通信の確保を図る。

(7) 通信回線が途絶した場合、衛星電話等の運用により、特設公衆電話の設置等を図る。

(4) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保する必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

(9) 著しく通信混雑が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（Web171）」を速やかに提供する。

(3) NTT電話等が利用できない場合

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法（昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。この場合、防災行政無線同報系、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

第2 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

1 各機関が保有する通信施設の運用

町は関係機関等と連携し、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて町は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、国の機関としての知事が行い、町長がこれを補佐する。

知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を町長に委任している（災害救助法第13条、鹿児島県災害救助法施行細則）。

1 町長に委任されている事務

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 学用品の給与
- (6) 埋 葬
- (7) 障害物の除去

2 町長にその都度委任される事務

- (1) 応急仮設住宅の給与
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (3) 医 療
- (4) 助 産
- (5) 災害にかかった住宅の応急修理
- (6) 遺体の捜索・処理
- (7) 輸 送
- (8) 労働力の確保及び供給

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数

が適用基準表の基準2号以上であること。

〔災害救助法の適用基準表〕

市町村名	人口（平成27年国勢調査による）	基準1号	基準2号
和泊町	6,783人	40	20

- (3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

2 救助の実施程度、方法及び期間

救助の実施程度、方法及び期間については資料9-2のとおりである。

第3 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定

住家の滅失等の判定基準については、資料9-1参照のこと。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 災害救助法の適用手続

災害に対し、町における災害が、本節第2「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：社会福祉課福祉企画係（N T T回線：099-286-2824）

第4節 広域応援体制

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携の下、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努める。

第1 消防における相互応援協力

1 全県的な消防相互応援体制

町は、災害発生時における消防相互応援体制の確立については、あらかじめ全県的な消防広域相互応援協定を締結している。協定の具体的な内容については、「鹿児島県消防相互応援協定」（資料10-1）の定めるところによる。

応援の内容及び応援手順は、次のとおりとする。

(1) 対象となる災害

- ア 高層建築物火災、林野火災、危険物施設火災等の大規模なもの
- イ 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- ウ 航空機事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- エ その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(2) 応援の内容

消火、救急、救助

(3) 応援要請手順

ア 応援要請

町長が、他の市町村等の長に必要な部隊（消火隊、救助隊、救急隊、化学隊等）の派遣を要請する。

イ 要請方法

電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊（種類、人員、車両）、資機材（種別、数量）などを連絡する。

(4) 応援派遣手順

応援部隊の出発日時、出動場所、人員、車両、資機材（種別、数量）などを要請側へ連絡する。

2 緊急消防援助隊等による応援

- (1) 知事は、県内の消防力を結集しても災害の防御が困難な場合、消防組織法第44条の規定に

に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

- (2) 町は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、緊急消防援助隊指揮支援本部が設置される場合は、当該指揮支援本部が、町の指揮本部及び災害対策本部と緊密に連携し、被災地消防本部、消防団、県内の消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整並びに自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT（災害時派遣医療チーム：災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム）等の関係機関との活動調整が図られるよう、指揮支援本部の設置場所、情報共有方法等について定めることとする。

第2 市町村相互の応援協力

1 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

町は災害が発生し、町のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

- (1) 町は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。
- (2) (1)の応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。
- (3) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

2 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、町は県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

3 町内所在機関相互の応援協力

町の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び町の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、町が実施する応急措置について、応援協力をを行う。

第5節 自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により町長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が町長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続

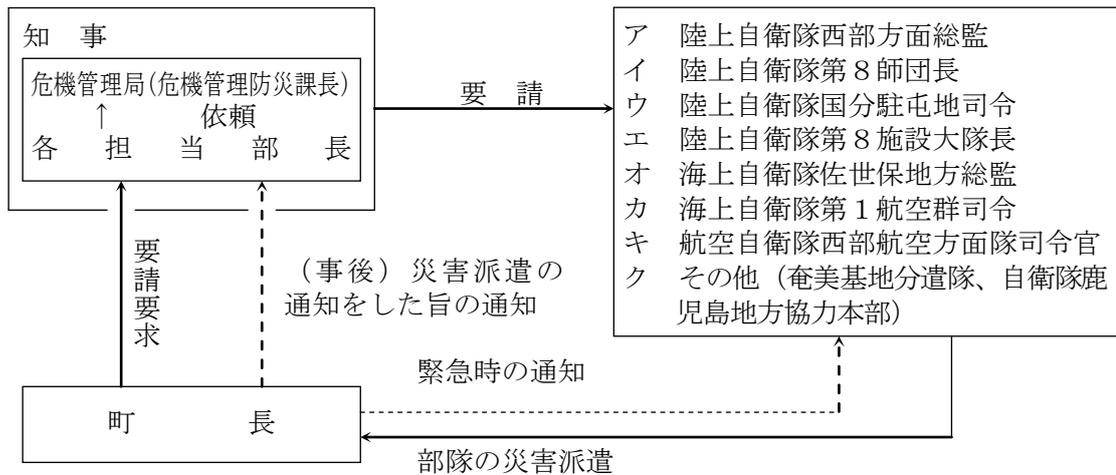
(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は町長の要請要望により行う。

(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、必要事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

自衛隊派遣要請系統



(3) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	備考
部隊名	主管課			
陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111 内線 2255 又は 2256	
陸上自衛隊第8師団司令部	第3部防衛班	熊本市北区八景水谷2-17-1	096-343-3141 内線 3234 夜間 3302	
陸上自衛隊第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2丁目4-14	0995-46-0350 内線235又は301	県内
陸上自衛隊第8施設大隊 (川内駐屯地)	第3科	薩摩川内市冷水町539-2	0996-20-3900 内線 230	県内
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町18	0956-23-7111 内線 3225	
海上自衛隊第1航空群司令部	運用幕僚	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線 2213	県内
海上自衛隊奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町古仁屋船津27	09977-2-0250	県内
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	防衛部運用2班	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線 2348 夜間 2203	
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920	県内

3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として町長が行う。

(2) 要求手続

町長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書（資料12-2参照）を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき若しくは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(4) 要求文書のあて先

要求文書のあて先は、次のとおりである。

知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099（直通）286-2256	県内
総務部	人事課		（直通）286-2045	
保健福祉部	保健医療福祉課		（直通）286-2656	
農政部	農政課		（直通）286-3085	
土木部	監理課		（直通）286-3483	
土木部	河川課		（直通）286-3586	
環境林務部	環境林務課		（直通）286-3327	
商工労働水産部	商工政策課		（直通）286-2925	
教育委員会	総務福利課		（直通）286-5190	
出納室	会計課		（直通）286-3765	
警察本部	警備課		（代表）206-0110	

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

第2 自衛隊の災害派遣部隊の活動内容

1 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障を来さない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町、警察官及び海上保安官がその場にはない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該処置をとったときは、直ちにその旨を町長に通達する。なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。
 - ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）
 - イ 他人の土地等の一時使用（災害対策基本法第64条第8項）
 - ウ 現場の被災工作物等の除去作業（災害対策基本法第64条第8項）
 - エ 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）。
- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、所領その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる（災害対策基本法第76条の3第3項）。この場合、当該措置をとったときには、直ちに、その旨を当該措置をとった場所を沖永良部警察署に通知する。

第3 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

1 派遣部隊の受入体制

- (1) 町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する。（地積、出入りの便を考慮）
- (2) 町は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (3) 被災地における作業等に関しては、町当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は、特殊なものを除き、でき得る限り町において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類は、すべて町において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを町に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて町はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については、上記のほか現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため、で

き得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を締結する。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

4 自衛隊受入のためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられる。町において決定したヘリコプター発着予定地は、資料8-1のとおりである。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 従事命令等による労働力の確保

町長は、災害応急対策活動の実施にあたり、緊急の必要があると認めるときは、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	消防長・水防管理者
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	知事
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	知事
	協力命令	災害対策基本法第71条	知事（委任を受けた場合町長）
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は、次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者

<p>災害救助、災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）</p>	<p>(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 自動車運送業者及びその従業者 (7) 船舶運送業者及びその従業者 (8) 港湾運送業者及びその従業者</p>
<p>災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令</p>	<p>救助を要する者及びその近隣者</p>
<p>災害応急対策全般（災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官の従事命令）</p>	<p>町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者</p>
<p>災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）</p>	<p>その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者</p>

第7節 ボランティアとの連携等

大規模災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

町は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、和泊町社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

和泊町社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により、周辺町社会福祉協議会等は、災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努める。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れにあたっては、ボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、町、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

第2章 警戒避難期の応急対策

第1節 気象警報等の収集・伝達

風水害時の応急対策を進める上で、名瀬測候所から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 名瀬測候所による気象警報等の発表

特別警報・警報・注意報、気象情報及び火災気象通報は、本町においては、大島支庁管内を担当する名瀬測候所が発表し、解除する。ただし、気象情報の解除は行わない。

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

名瀬測候所が発表する特別警報・警報・注意報

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての特別警報、警報、注意報並びに情報をいう。

[特別警報発表基準]

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

[注] 発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

[警報・注意報発表基準一覧表]

(平成26年10月9日現在)
発表官署 名瀬測候所

和泊町	府県予報区	鹿児島県			
	一次細分区域	奄美地方			
	市町村等をまとめた地域	南部			
警 報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 70mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	176	
	洪水		雨量基準	1時間雨量 70mm	
			流域雨量指数基準	—	
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s	
			海上	25m/s	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	2.6m		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量 40mm		
		土壌雨量指数基準	133		
	洪水	雨量基準	1時間雨量 40mm		
		流域雨量指数基準	—		
		複合基準	—		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	15m/s	
			海上	15m/s	
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	1.5m		
雷	落雷等により被害が予想される場合				
濃霧	視程	陸上	100m		
		海上	500m		

	乾燥	最小湿度50%で、実効湿度65%	
	霜	最低気温 5℃以下	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm	

(1) 予警報の細分区域

本町は、奄美地方・南部にあたる。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
奄美地方	十島村	十島村
	北部	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
	南部	徳之島町、天城町、伊仙町、 和泊町 、知名町、与論町

(2) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

数年に一度程度しか発生しないような1時間120mm以上の猛烈な大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合は、直ちに「奄美地方（鹿児島県）記録的短時間大雨情報」が発表される。

2 土砂災害警戒情報の発表

鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生の危険性が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるように発表する。

(1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により、鹿児島地方気象台と県が共同で作成・発表する。

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、すべての市町村を発表対象とする。

(4) 土砂災害警戒情報の作成

市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、わかりやすい文章と図を組み合わせ作成する。

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、県が監視する基準（土砂災害発生予測情報システムの危険指標）と、気象台が監視する基準（土壌雨量指数）が、ともに超過すると予想されるときとする。

また、大雨警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合等には、県と気象台が協議の上土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、県及び鹿儿島地方気象台は、基準の取扱いについて協議する。

イ 解除基準

解除基準は、県が監視する基準と、気象台が監視する基準について、どちらかがその基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数による雨量の推定貯留量の降下状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と気象台が協議の上解除する。

なお、土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起こりやすい状態にあるので、避難勧告・避難指示の解除にあたっては、斜面や溪流の状況を確認した後に判断する。

(6) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。

イ 町が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報のほか、過去の降雨状況、土砂崩れなどの災害状況、土砂災害発生予測システムによる危険指標（レベル0、1、2、3）、気象庁の防災情報提供システム（インターネット版）の土砂災害警戒判定メッシュ情報、防災点検の結果等も合わせて総合的に判断する。

3 火災気象通報及び火災警報の発表

(1) 火災気象通報

ア 発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて名瀬測候所長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに県に通報するものである。県は、その通報を受けたときは、直ちにそれを町に通知しなければならない。

イ 発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおり。

担当気象官署	火 災 気 象 通 報 の 基 準
名瀬測候所	実効湿度65%以下で、最小湿度が50%を下り、かつ、最大風速が10m/sを超える見込みのとき。

(2) 火災警報

ア 発表機関

火災警報は、町が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき町が発表するものとし、具体的発表基準は次のような気象状況を考慮して、定めておく。

(7) 実効湿度65%以下又は最小湿度が35%以下に下がる見込みのとき。

(4) 平均風速10m/s以上の風が吹く見込みのとき。

第2 気象警報等の受信・伝達

1 気象予・警報、情報等の伝達系統等

- (1) 名瀬測候所が発表する気象予・警報・情報等の伝達系統は、**図1**に示すとおりである。
- (2) 名瀬測候所が通知する予・警報、情報等の種類と伝達方法及び形式は、**表1・表2**に示すとおりである。

2 気象警報等の受信・伝達

町は、警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに警報等の連絡を受けたときは、速やかに公共施設及び住民に周知徹底させる（**図2**）。

3 警報等の受領及び伝達方法

- (1) 関係機関から通報される警報等は総務課が受領する。勤務時間外は宿日直員が受領することとし、総務課における受領担当員（伝達担当員を兼ねる。）は通報受領者がこれにあたる。
- (2) 宿日直員が警報を受領した場合は、直ちに総務課長に伝達する。警報を受領した総務課長は、伝達担当員に伝達するとともに町長及び副町長に報告する。
- (3) (1)(2)により警報等を受領した伝達担当員は、直ちに各課局（勤務時間外は関係課（局）長）に庁内放送及び電話により周知させるとともに、関係機関及び住民に対し、次により伝達周知させる。

ア 関係機関等に対する伝達

関係機関等に対しては電話により受領内容をそのまま伝達する。

イ 学校施設等に対する伝達（**図3**）

- (7) 教育委員会は、幼小中学校に対し、電話により受領内容を伝達する。
- (4) 町民支援課は、各こども園に対し、電話により受領内容を伝達する。
- (7) 社会福祉協議会は、和泊保育所に対し、電話により受領内容を伝達する。

ウ 福祉施設等及び医療機関に対する伝達

- (7) 保健福祉課は、社会福祉施設等に対し、電話により受領内容を伝達する。
- (4) 保健センターは、医療機関に対し、電話により受領内容を伝達する。

エ 住民に対する周知方法

- (7) 総務課伝達担当員は防災行政無線及び有線テレビにより、警報等の内容を放送し、地域住民への周知徹底を図る。
- (4) 総務課伝達担当員は、必要に応じて広報車をもって町内一円に放送広報を行い地域住民に周知徹底を図る。

オ 在港船舶に対する周知方法

警報等の伝達を受けた土木課担当員は、警報等の内容を伊延港における港内碇船舶に放送し、在港船舶乗組員に周知徹底を図る。

4 気象情報等の収集

町及び町内関係団体は、災害発生の状況等について、テレビ・ラジオ等を常備して気象情報等の収集に努める。

図2 本町における伝達系統図

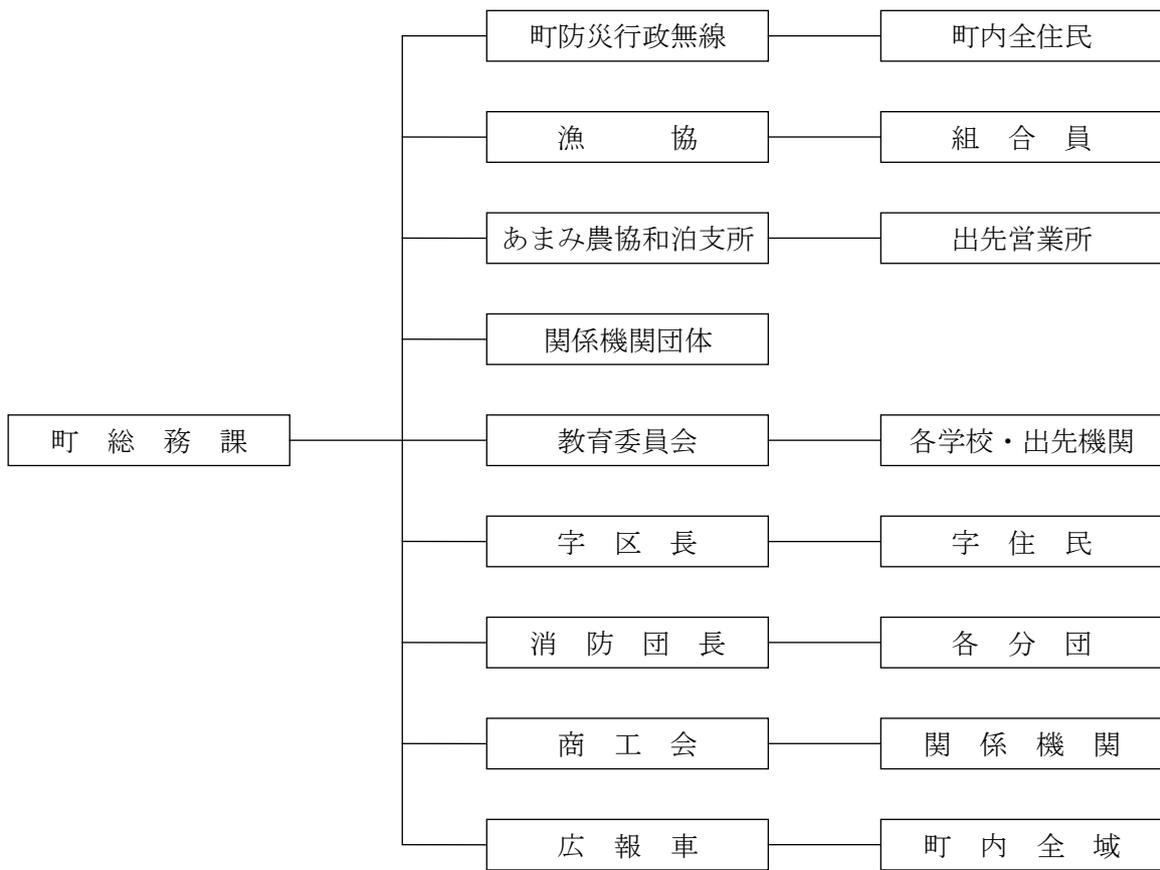


図3 学校施設等への伝達系統図

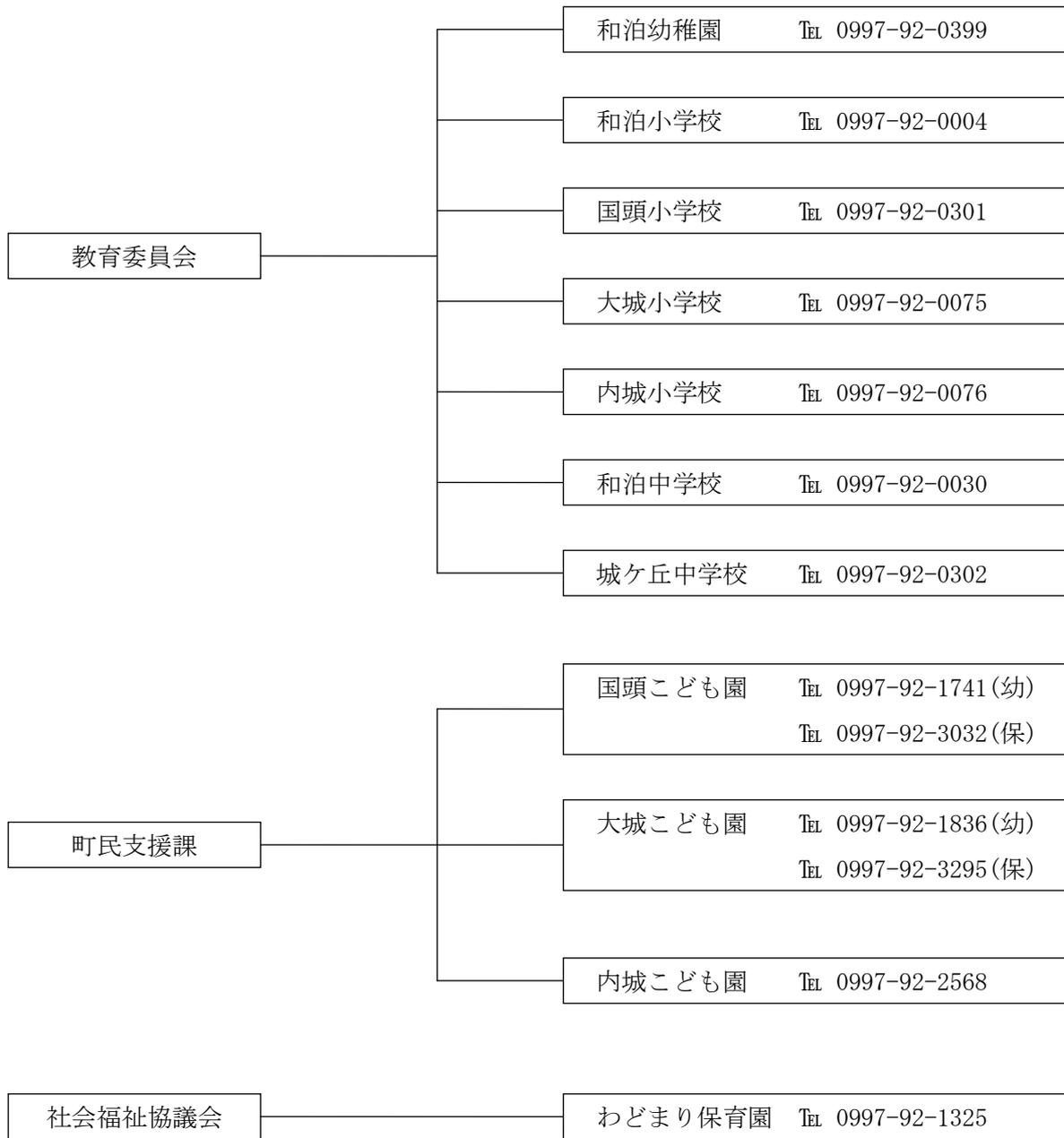


表1 名瀬測候所が通知する予・警報情報等の種類と伝達方法及び形式

担当気象官署	種類 通知先	特別警報・警報						注 意 報							火災気象通報	情報	伝達方法	特別警報・警報・注意報の伝達形式	
		暴風	暴風雪	大雨(大雪)	高潮	洪水*2	波浪	強風	風雪	大雨(大雪)	高潮	洪水	波浪	警報のない注意報*3					
名瀬測候所	N T T 西日本又は N T T 東日本	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1										オンライン	全文	
	鹿 児 島 県	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○	○	○	○	○	○	○	○	○*1	○	*1 防災情報提供システム	〃
	奄美海上保安部	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○	○	○	○	○	○	○	○		○	防災情報提供システム	〃
	N H K 鹿 児 島 放 送 局	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1	○	○	○	○	○	○	○	○		○	*1 防災情報提供システム	〃

(注) 1 災害時及び通信障害時においては、伝達先の機関において気象官署に職員を派遣する等の方法によって、防災気象情報（特別警報・警報・注意報を含む。）の確保に努める。

2 *1印の警報等は受信担当者の確認操作により、受領証を気象官署に返信する。

3 水防活動用気象警報・注意報・水防活動用高潮警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報、それぞれ大雨特別警報・警報・注意報、高潮特別警報・警報・注意報、洪水警報・注意報をもって代える。

4 *1は鹿児島地方気象台を経由し、対象機関に通知される。

5 *2の洪水は、警報のみ。（特別警報なし。）

6 *3は、警報のない注意報（雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪）

表2 防災関係機関が伝達する予・警報時の種類と伝達方法

各機関の伝達先	伝達事項														津波予報	伝達方式	伝達内容	
	特別警報・警報							注意報										
	暴風	暴風雪	大雨(雪)	高潮	洪水*	波浪	その他	強風	風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	その他				
第十管区海上保安本部 (奄美海上保安部) → 船舶	○	○	○	○		○	海上 ○								○	無線電話 その他		
N T T 西日本又は東日本 → 市町村	○	○	○	○	○	○									○	電話 F A X	全文	
鹿児島県 → 市町村	○	○	○	○	○		水防 洪水 予報 ○	火災 通知 ○								洪水 予報 ○	無線FAX 電話FAX 加入電話 又は 加入電報	全文
N H K 鹿児島放送局 → 一般	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	無線送電	全文略文 又は 標題のみ	

(注) *の洪水は、警報のみ。(特別警報なし。)

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

本計画は、災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集にあたっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置き、収集した災害情報等と関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

1 災害情報の収集

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、沖永良部警察署等関係機関の協力をに基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、沖永良部警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ウ 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港、空港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況

コ 災害対策本部設置等の状況

サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

(2) 災害情報等の収集

ア 町による情報収集

職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。一般の職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

イ 調査班の編成

被害状況の調査にあたっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、概ね各字に担当員が各課局及び字区長と共同して又は単独で調査班を編成し、被害状況調査を実施する。

なお、災害調査班の各字調査員は正・副をもって編成する。

(3) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア 町における報告情報の集約

災害対策本部において、前記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

イ 町から県等への報告

町は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に、災害の規模の把握のための町から県等への報告は、次のとおり実施する。

(7) 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

a 勤務時間外（非常時連絡員の登庁直後）

b 勤務時間内（災害発生直後）

(4) 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、できる限り早く報告する。なお、この段階で災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告要請する。

(7) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

(エ) 町は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ 町及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

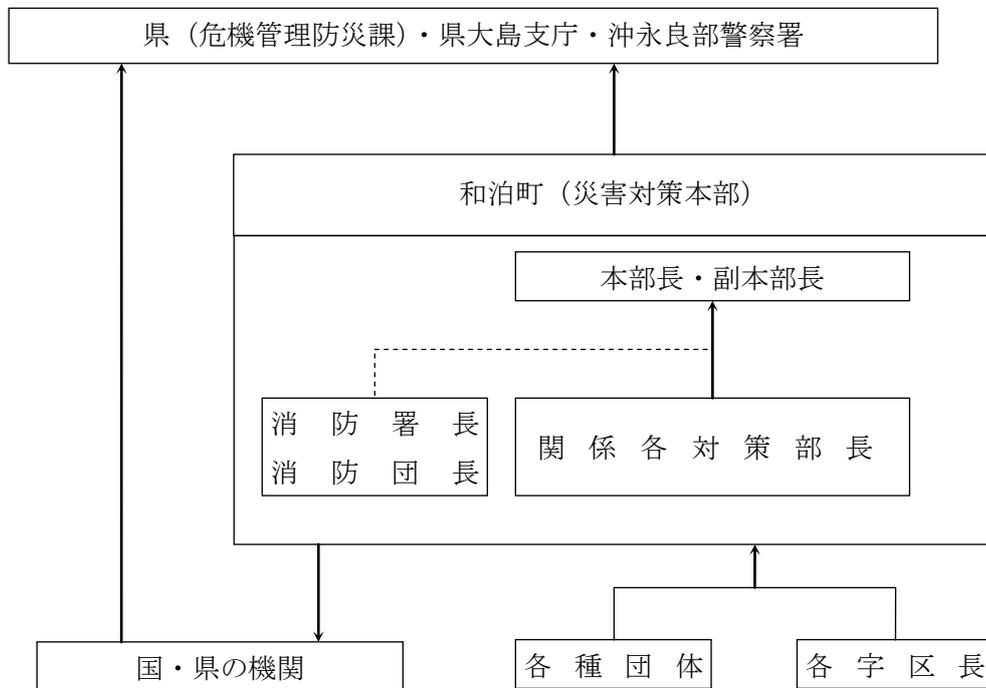
(1) 災害情報等の報告系統

町は、町内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、衛星電話（080-8367-6108）にて直接被害情報等の連絡を行う。

回線別		区分	平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話		8-90-49013	8-90-49102
	FAX		8-90-49033	8-90-49036

災害情報等収集報告系統図



(注) 1 緊急を要する場合は、本系統によらず、直ちに必要な機関に緊急報告、通報することができる。

2 災害対策本部が設置されない場合も、本部設置後の系統に準じ、報告、通報することができる。

(2) 災害情報等の種類及び内容

ア 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間に
おける被害に関する次のようなものをいう。

(7) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機
関に通報するもの

- (イ) 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- (ロ) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの
- (ハ) 災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

イ 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

(ア) 災害即報

報告（通報）すべき災害等を知覚したとき、原則として、知覚後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告するもの

(イ) 災害確定報告

応急対策を終了した後20日以内に報告（通報）するもの

(ロ) 災害中間年報 12月20日までに報告（通報）するもの

(ハ) 災害年報 4月30日までに報告（通報）するもの

(3) 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

ア 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

- a 河川の増水等水防に関するもの……通報先：大島支庁沖永良部事務所総務福祉課又は総務課
- b 道路の決壊やがけ崩れ等……通報先：土木課又は総務課
- c 火災発生に関するもの……通報先：消防署
- d 津波その他異常現象……通報先：総務課、消防署又は警察署

(イ) 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに町（総務対策部）に通報するものとする。

(ロ) 町の通報

(ア)、(イ)及びその他により異常現象を承知した町は、直ちに次の機関に通報する。

- a 気象、地震、水象に関するものは、名瀬測候所
- b その異常現象により災害の発生が予想される隣接町
- c その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）
 - (a) 河川堤防のろう水……通報先：大島支庁沖永良部事務所
 - (b) 農業用ため池のろう水……通報先：耕地課又は総務課

(ハ) 県出先関係機関の通報

町からの通報その他により異常現象を承知した県出先関係機関は、直ちに県各部の関係課に通報する。

(オ) 町の気象官署に対する通報要領

気象官署に係る異常現象を承知した町が関係気象官署に通報する要領は、次のとおりとする。

a 通報すべき事項

(a) 気象関係

(b) 水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）

b 通報の方法

通報の方法は、電話、電報によることを原則とする。

c 通報のあて先

通報のあて先は、名瀬測候所とする。

イ 上記以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

(7) 総務課

a 町は、所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し、災害対策本部を設置した場合には、系統図に基づき県支部の各対策班又は県本部の各対策部に通報、報告する。ただし、緊急を要する場合は、直ちに関係の対策部に通報、報告する。

b 災害情報で、県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報する。

(4) 防災関係機関（沖永良部警察署・沖永良部消防署）

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報及び被害状況のうち町その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、町その他防災関係機関に通報する。

(7) 字区長による災害情報の収集通報

字区長は、字内における次の災害情報を収集し、総務課に通報する。

a 河川の増水等災害が発生しそうな状況

b 住民の避難状況

c 災害が発生しているときの状況

d その他災害状況

(エ) 町による災害情報の収集通報

a 字区長から災害情報の通報を受けた総務課担当員は、直ちに町関係課に通報する。

b 総務課長及び関係課長は、字区長からの災害情報と町自体で把握し得る災害対策の実施状況等災害を併せ、関係の各機関に通報する。

(a) 水防に関するもの（県危機管理防災課）

(b) 災害の総体的情報及び避難、人的災害情報等（県危機管理防災課）

(4) 被害報告の様式

各課局において、関係被害を収集する様式は、法令及び県その他の指示する内容を考慮して定める（資料12-1参照）。

(5) 災害報告の留意事項

各対策部は被害状況の報告に際しては、警察の報告と町及び各関係機関の報告が食い違わないよう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携の下に報告の正確を期する。

(6) 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、**資料9-1**のとおりとする。

第3節 広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 町による広報

1 実施要領

(1) 町における広報担当班と他の対策部との連絡

- ア 災害情報、被害状況等に関する広報は総務対策部が行う。
- イ 各対策部において広報を必要とする事項については、必ず総務対策部（総務課）に連絡する。

(2) 災害情報等収集要領

- ア 災害対策本部において被害状況、災害対策状況等全般的な情報を収集する。
- イ 必要に応じ、災害現地の状況を写真あるいはビデオ等により収集する。

2 住民に対する広報の方法

住民に対する災害情報又は災害対策上住民に周知すべき事項の伝達は、報道機関の積極的利用のほか、防災行政無線同報系、有線テレビ、広報車、町ホームページなどを通じ行う。

3 広報内容

災害時には、人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象に関する特別警報・警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

(1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の勧告

町は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

- ア 気象に関する特別警報・警報及び気象情報の発表
- イ 災害軽減の事前対策

(2) 災害発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

- ア 災害対策本部の設置

- イ 災害応急対策状況
 - ウ 災害状況
 - エ 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示
 - オ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
 - カ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示
- (3) 災害発生後、事態が落ちついた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされないよう、テレビ、ラジオ、ホームページ、緊急速報（エリアメール等）等からの正確な情報入手を呼びかける。

エ 安否情報

安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や、各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板等を利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

カ 気象警報などの解除

キ 災害対策本部の解除

第2 報道機関等に対する放送の要請・公表

1 放送機関に対する災害情報の提供

「避難準備高齢者避難開始、避難勧告、避難指示」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町（総務対策部（総務課））は、県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。

また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

2 報道機関に対する発表

- (1) 報道機関に対する情報等の発表は、すべて総務対策部（総務課）において行うものとする。
- (2) 情報等の発表に際してはできるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 河川災害の防止対策（水防活動）

1 水防の責務

(1) 町（水防管理者）の責務

町は、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

(2) 居住者等の義務

町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、消防組合長（消防長）から、水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

2 水防組織

本編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」に定めるところに準ずるものとする。

3 水害危険区域

町の区域内の海岸地帯等で、水防上特に重要な警戒防御区域は、資料2-4のとおりである。

4 水防警報の伝達

水防活動用気象警報等を住民に伝達する場合は、本章第1節「気象警報等の収集・伝達」によるものとする。

5 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

ア 出動・監視・警戒及び水防作業

イ 通信連絡及び輸送

- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第2 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止体制の確立

町は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険溪流等における土石流、土砂災害警戒区域等による土砂災害が発生した場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流等が懸念される場合は、県及び町において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

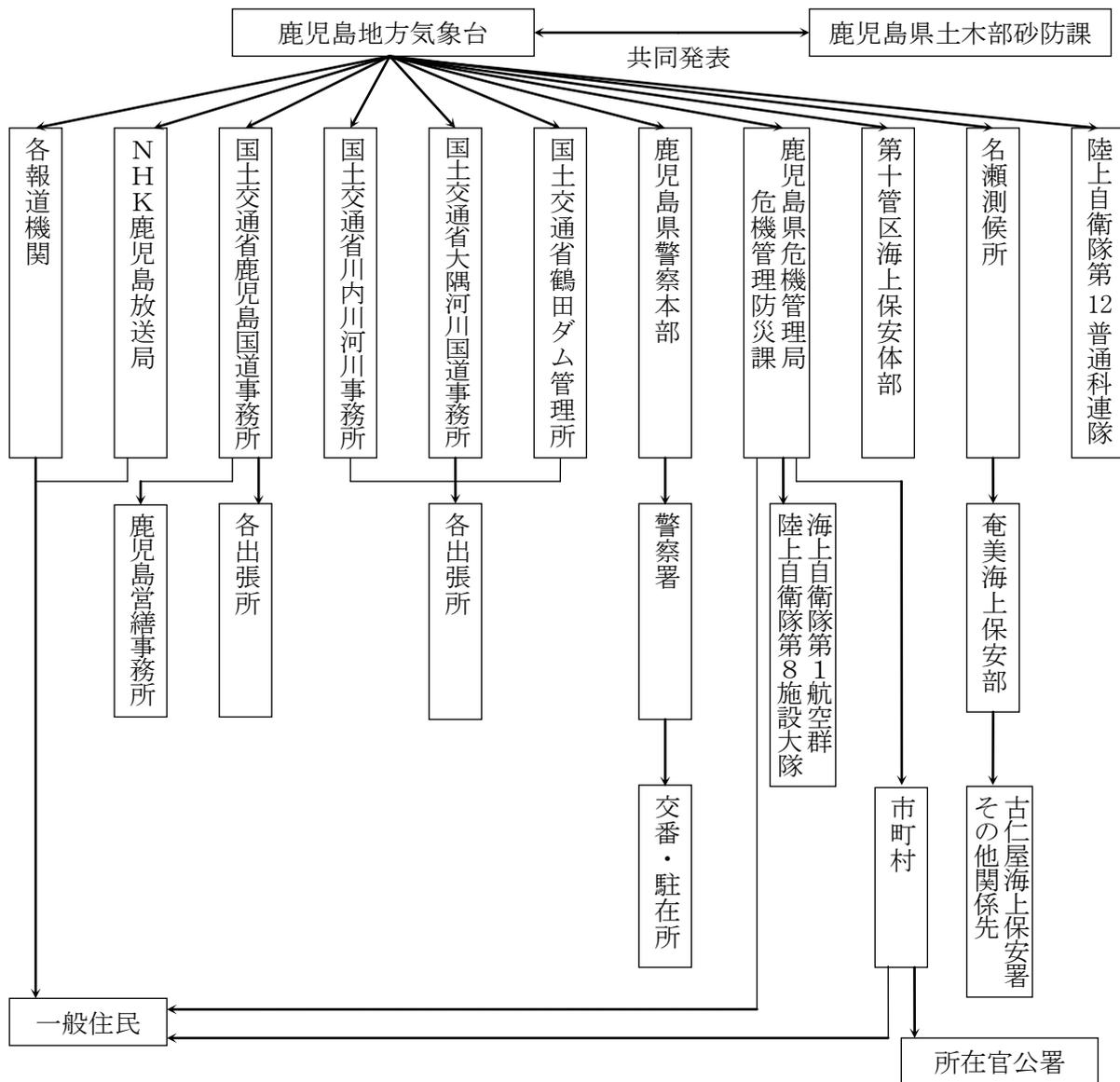
県及び鹿児島地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合は、町は直ちに危険箇所対象地区の区長及び住民へ避難準備高齢者避難開始と避難勧告を防災行政無線同報系、有線テレビ、広報車等によって、伝達を行う。

避難勧告等の判断基準

区 分	土砂災害警戒区域（土砂災害危険箇所）
避難準備高齢者避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象を発見したとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・土砂災害危険度情報のレベル（1～3）が発表されたとき。 ・連続雨量で100mm、時間雨量で30mmを超え、更に降雨が予想されるとき。
避 難 勧 告	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象を発見したとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・土砂災害危険度情報のレベル（1～3）が発表されたとき。 ・連続雨量が150mmを超えたとき又は時間雨量が50mmを超えたとき。

<p>避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・住宅の隣接した場所で前兆現象を発見したとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・土砂災害危険度情報のレベル（1～3）が発表されたとき。 ・連続雨量等が避難勧告の段階より悪化し、災害発生が予想される時。
<p>避難勧告等の解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報の解除、土砂災害危険度情報の発表状況、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

土砂災害警戒情報の伝達系統図



第5節 消防活動

火災が発生した場合、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町及び消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第1 町及び住民による消防活動

1 町の消火活動

- (1) 消防機関は、町が策定した消防計画に基づき、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。
- (2) 消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 火災出動計画

火災が発生した場合における消防団員の出動計画は、第1次出動及び第2次出動の2種に区分し、それぞれの出動区分は、次のとおりとする。

- (ア) 第1次出動は、第1分団と火災発生場所の当該管轄消防分団が出動する。ただし、建物火災の場合は、全分団が出動する。
- (イ) 第2次出動は、建物火災以外のその他火災で延焼のおそれがあり、又は延焼した場合は隣接分団が出動する。

イ 火災以外の出動計画

火災以外の災害出動については、町長の命によって出動するが、災害の状況によって命を受ける時間のない場合、消防団長の判断によって出動する。

- (3) 町は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、プール等の人工水利のほか、沖永良部土地改良区の給水栓の利用や河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。
- (4) 町中心部の大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 住民等の対策

- (1) 住民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。
- (2) 事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

- ア 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- イ 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- ウ 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- エ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- オ 立入り禁止措置等の実施

第2 消防応援協定に基づく消防活動

1 広域消防との連携

消防活動等については、消防本部と緊密な連携を図りながら、万全を期する。

2 消防相互応援協定の活用

- (1) 町は消防組織法第21条の規定に基づき隣接する知名町及び航空自衛隊第55警戒隊と相互応援協定を締結している。本協定は火災時又は非常事態時に際して、三者相互間の消防力を活用して、災害時における人的及び物的被害を最小限度に防止し、治安維持の完璧を期することを目的とする（ただし航空自衛隊第55警戒隊は人的応援とする。）。
- (2) 大規模な火災等が発生し、町等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」（資料10-1）により、県内の消防力を十分活用し、災害応急対策に当たる。

3 緊急消防援助隊等の出動の要請

大規模な火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を県に要請するものとする。

第6節 避難の勧告・指示、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる。

このため、町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

なお、町長と連絡がとれない場合の職務権限順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	教育長	3	総務課長
--------	---	-----	---	-----	---	------

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防本部その他は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

町・消防本部その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

第2 避難の勧告・指示の実施

1 実施責任者

(1) 町長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害時における住民の避難勧告・指示等避難措置を実施するものとする。また、災害救助法が適用され、知事が権限を委任したとき又は緊

急を要し知事の実施を待つことができないときの避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、町内小中学校における児童生徒の集団避難は町長等の避難措置によるほか教育長の指示により学校長が実施する。ただし、緊急を要する場合、学校長は教育長の指示を待つことなく実施できるものとする。

(2) 各種法律に基づく関係機関の避難指示の権限等は、次のとおりである。

区 分	権 限 が あ る 者	根 拠 と な る 法 律	対 象 の 災 害
避難準備高齢者避難開始	町 長		災 害 全 般
避 難 の 勧 告	町 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
避 難 の 指 示	町 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
	水防管理者 (町長)	水防法第29条	洪 水
	知事又はその命 を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警 察 官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災 害 全 般
	自 衛 官	自衛隊法第94条	災 害 全 般
避難所の開設、収容	町長又は知事		

2 避難指示等の基準と区分

町長が実施する避難指示等の基準は、災害の種類、地域等により異なるが、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の趣旨を踏まえ、概ね次のとおりとする。なお、避難勧告若しくは避難指示又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(1) 避難準備高齢者避難開始の基準

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、高齢者や要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合、要配慮者等を事前に避難させる。また、要配慮者以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

ア 暴風の場合

暴風の襲来により、短時間後に危険が予想される場合（風速20m/s位でさらに強まると予想される場合）。

イ 豪雨の場合

相当の豪雨で、短時間後に危険が予想される場合（連続雨量が100mmを超えたとき、又は時間雨量が30mmを超え、さらに降雨が予想される場合）。ただし、特に危険が予想される地域については、連続雨量又は時間雨量の基準を変更するものとする。

ウ 洪水、高潮の場合

- (7) 河川等の水位が氾濫注意水位に達し、さらに増水が予想され、洪水の起こるおそれが予想されるとき。
- (4) 指定海岸の潮位が警戒潮位を突破し、さらに高潮が予想されたとき。

エ その他の場合

警戒態勢に入り、周囲の状況から判断し危険が予想されるとき。

(2) 避難勧告の基準

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

特に、土砂災害警戒情報が発表された場合には、土砂災害発生の危険度が高まっている地域から住民の早期避難を開始する。

ア 暴風の場合

- (7) 引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき（風速20m/s以上となり、さらに強まると予想される場合）。
- (4) 特別警報が発表されたとき。

イ 豪雨の場合

- (7) 豪雨が続き災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき（連続雨量が150mmを超えたとき、又は時間雨量が50mmを超えたとき）。ただし、特に危険が予想される地域については、連続雨量又は時間雨量の基準を変更するものとする。
- (4) 特別警報が発表されたとき。

ウ 洪水、高潮の場合

- (7) 河川等の水位が氾濫注意水位を突破し、さらに増水が予想され、洪水等の危険が相当強まってきたとき。
- (4) 指定海岸の潮位が警戒潮位を突破し、さらに高潮が予想され危険が迫ってきたとき。
- (7) 特別警報が発表されたとき。

エ その他の場合

警戒態勢が続き、周囲の状況が避難の準備段階より悪化し、危険が相当強まってきたとき。

(3) 避難指示の基準

暴風、豪雨、洪水、高潮その他災害発生となる事象が、避難勧告の段階より悪化し、災害の危険が時間的に切迫し、かつ、確実視されるに至ったとき、又は突然、災害発生の諸現象が現れたとき。

なお、町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険